

## Ⅲ. お知らせコーナー

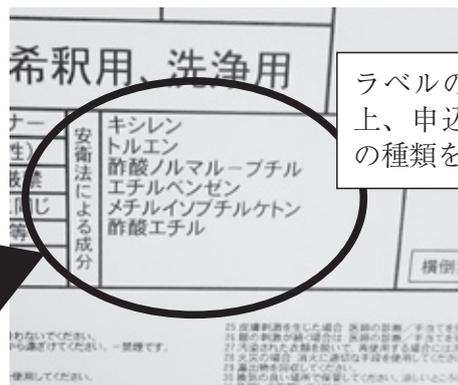
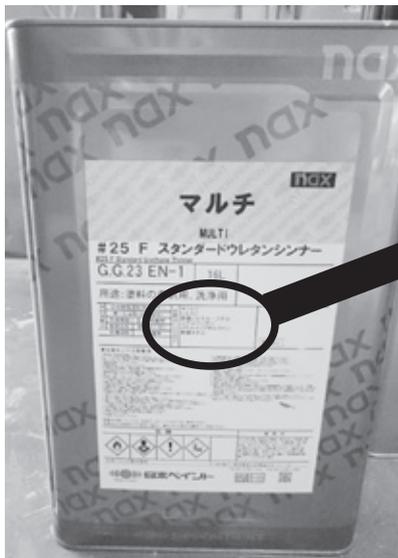
### 平成30年度第1回 有機溶剤取扱業務従事者の出張健診のご案内

労働安全衛生法で、事業者は有機溶剤業務に常時従事する労働者に対し雇い入れまたは当該業務への配置換えの際およびその後6ヶ月以内ごとに健康診断を行わなければならないと規定されております。今般、次ページのとおり実施いたしますので、別紙の有機溶剤健康診断受診申込書によりお申し込みください。

なお、この健康診断の対象となる物質が追加されていることから、事前申し込み制とさせていただきます。事業場で使用している塗料、シンナー、パテのほか、エアゾール製品などの周辺塗料といった有機溶剤等の成分をご確認の上、申込書にご記入ください。

※ 事前にお申し込みが無いと受診できない場合もありますので、ご注意ください。

《ラベルの表示例》



ラベルの表示をご確認の上、申込書に有機溶剤等の種類をご記入ください。

《申込書の記載例》

《使用する溶剤の情報》 ↓↓ 該当する溶剤に、○印をしてください ↓↓

<input type="checkbox"/> トルエン	<input type="checkbox"/> エチルベンゼン	<input type="checkbox"/> スチレン	<input checked="" type="checkbox"/> 特殊イソブチルケトン	<input type="checkbox"/> ナフタレン	<input checked="" type="checkbox"/> キシレン
-------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	--	--------------------------------	--

《有機溶剤健康診断に関するお問い合わせ先》

(一社) 愛媛県自動車整備振興会 / 指導課

TEL 089-956-2181

愛媛県自動車車体整備協同組合

TEL 089-957-8740

## 1. 日時、場所

対象地区	受診日	受診時間	健診会場
今治地区	平成30年 8月10日（金）	8：50～9：50	今治市市民会館2階 （今治市別宮町一丁目4番地1）
中予地区	8月22日（水）	9：30～11：30 13：00～15：00	愛媛県自動車会館2階 （松山市森松町1075番地2）
西条地区	9月6日（木）	9：30～10：30	西条市総合福祉センターB棟3階 （西条市神拝甲324番地2）
新居浜地区	9月6日（木）	14：30～15：30	東予自動車会館 （新居浜市本郷3丁目5番35号）
西予地区	9月7日（金）	9：00～10：00	宇和文化会館1階 （西予市宇和町卯之町三丁目444番地）

※ 上記の日程内で受診が難しい方については診療所での定価受診となります。  
愛媛県総合保健協会診療所までご連絡ください。

## 2. 出張健診で検査する対象物質

トルエン、エチルベンゼン、スチレン、メチルイソブチルケトン、ナフタレン  
キシレン

## 3. 健診料

次ページの料金表をご参照ください。内、振興会から3,000円補助しますので、補助額を差し引いた金額を、健診会場でお支払いください。

4. 個人票、結果報告書等の用紙が無料で準備されます。

5. 事業主に課せられている労働基準監督署への受診結果報告を、取り纏めて行っています。労働保険番号がわからない場合は、自社で労働基準監督署へ報告する必要がありますので、労働保険番号のご準備をお願いします。

※ 健診会場が油や泥で汚れる場合がありますので、作業靴は履き替えてお越しく下さい。

※ 持参するもの

- ① 個人票（お持ちの方は必ずご持参ください。）
- ② 事業所ゴム印（住所、事業所名、代表者名の入ったもの）
- ③ 印鑑（個人事業者の方：代表者の認印、法人事業者の方：社印）

捺印のないものは受診後郵送されますので、捺印して返送していただく必要があります。

- ④ 労働保険番号（メモしてきてください。）

事業場独自に標記健診を受診した場合も補助対象となりますので、振興会／総務課までご連絡ください。

## 料金表

(19ページの巡回日程で受診される場合)

問診 診察等	+	トルエン エチルベンゼン スチレン メチルイソブチルケトン ナフタレン の内、何れか該当する場合	=	7,700円
-----------	---	---	---	--------

問診 診察等	+	トルエン エチルベンゼン スチレン メチルイソブチルケトン ナフタレン の内、何れか該当する場合	+	キシレン	=	10,400円
-----------	---	---	---	------	---	---------

問診 診察等	+	キシレン	=	5,200円
-----------	---	------	---	--------

※ 診療所で受診される場合は検査項目ごとに料金単価が異なるため詳細は診療所にてお問い合わせください。

《《《 お問い合わせ先 》》》

愛媛県総合保健協会／診療所 TEL：089-987-8202

…… 平成30年度 第1回 有機溶剤健康診断受診申込書 ……

申し込み締め切り 今治、中予会場：平成30年7月31日 (火)

その他の会場：平成30年8月22日 (水)

《事業場の情報》

認証番号	事業場名	希望する会場
70-		

《使用する溶剤の情報》 ↓↓ 該当する溶剤に、○印をしてください ↓↓

トルエン	エチルベンゼン	スチレン	メチルイソブチルケトン	ナフタレン	キシレン

《受診される方の情報》

(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
( )		男 ・ 女
( )		男 ・ 女
( )		男 ・ 女
( )		男 ・ 女
( )		男 ・ 女

注) ご記入いただいた個人情報は、(公財)愛媛県総合保健協会への健康診断の申し込みを目的として適切に取り扱います。

# 損保会社の社名及び略称が変更されました

国土交通省から下記のとおり損害保険会社の社名変更及び略称名の改正する旨の通達が  
ありましたのでお知らせします。

また、保険会社略称表も改正されましたので、本誌をコピーの上切り取り線より切り離  
して、自動車検査員必携P1564に差し込んでご利用ください。

## 平成30年7月2日に法人名称変更による社名変更

新	楽天損害保険(株)	(略称：楽天)
旧	朝日火災海上保険(株)	(略称：朝日)

(切り取り線)

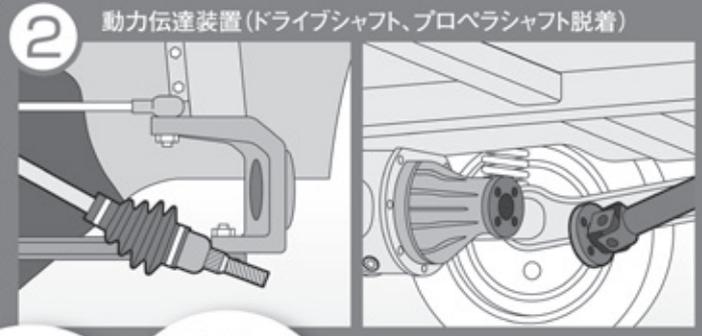
保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいあいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共済
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 ○○(都道府県名)本部 (○○(都道府県名)共済農業協同組合連合会)	J A ○○ (都道府県名)
アンキョウチオニ・ゼネラリー・エス・ビー・エイ	ゼネラリー	○○○農業協同組合	J A ○○○
アドリック損害保険株式会社	アドリック	日本再共済生活協同組合連合会	日本再共済連
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
イーデザイン損害保険株式会社	イーデザイン	全国トラック交通共済協同組合連合会	交協連
AIG損害保険株式会社	AIG	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 A I U 損害保険株式会社	A I U	東北交通共済協同組合	東北交通共済
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	新潟地方交通共済協同組合	新交協
SBI損害保険株式会社	SBI	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	関東交通共済協同組合	関交協
ザ・ニッポン・イン・ア・ラッシュ・オブ・ニッポン	インディア	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	ジェイアイ	中部交通共済協同組合	中交協
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	三重県交通共済協同組合	三交協
セコム損害保険株式会社	セコム	近畿交通共済協同組合	近畿共済
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	兵庫県交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	SJNK	四国交通共済協同組合	四交協
旧 株式会社損害保険ジャパン	損保ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 日本興亜損害保険株式会社	日本興亜	南九州交通共済協同組合	南九共済
そんぼ24損害保険株式会社	そんぼ24	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
大同火災海上保険株式会社	大同	北海道自動車共済協同組合	北自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	東北自動車共済協同組合	東北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	関東自動車共済協同組合	關自共
チュウリツヒ・インシュアランス・カンパニー	チュウリツヒ	中部自動車共済協同組合	中部自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
日新火災海上保険株式会社	日新	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友		
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治安田損害保険株式会社	明治安田損保		
楽天損害保険株式会社	楽天		
旧 朝日火災海上保険株式会社	朝日		





1 原動機（エンジン脱着）

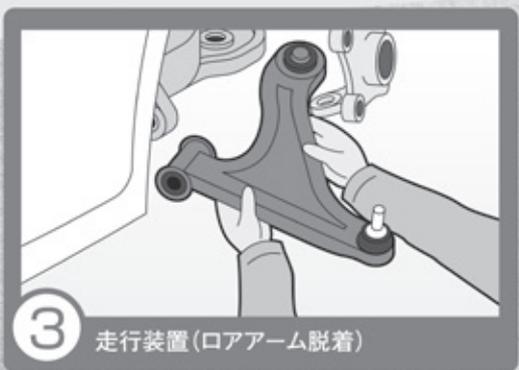
分解整備となる  
主な作業例



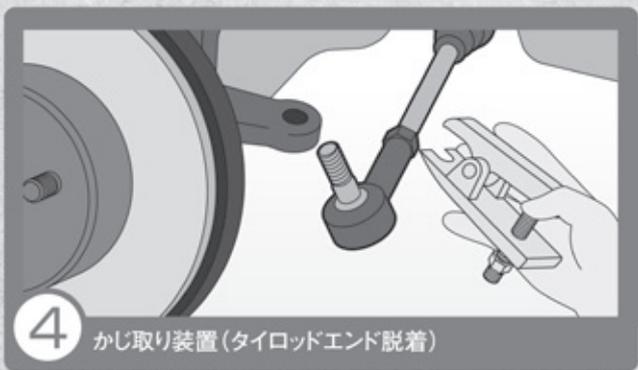
2 動力伝達装置（ドライブシャフト、プロペラシャフト脱着）

# 未認証行為は、7月 未認証防止 対策強化 月間 法律違反です!!

分解整備を行う場合は、認証を取得しましょう。



3 走行装置（ロアアーム脱着）



4 かじ取り装置（タイロッドエンド脱着）

分解整備となる  
主な作業例



5 制動装置（ディスクキャリパ、ブレーキドラムの取り外し）



6 緩衝装置（リーフスプリング脱着）

**!** 未認証行為は、道路運送車両法違反となります。

未認証行為とは、国土交通省地方運輸局長（沖縄は総合事務局長）の道路運送車両法第七十八条の規定に基づく認証を受けずに、業として自動車の分解整備を行う行為です。違反すると罰金が科せられる場合があります。

●道路運送車両法

第七十八条（認証）  
自動車分解整備事業を営もうとする者は、自動車分解整備事業の種類及び分解整備を行う事業場ごとに、地方運輸局長の認証を受けなければならない。  
第七十九条（罰則）  
次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。（九）第七十八条第一項の規定による認証を受けずに自動車分解整備事業を営んだ者

国土交通省／（一社）日本自動車整備振興会連合会

# 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、10件を掲載いたします。

## Case 1 ガレージをリフォームしたのにオイル漏れで汚れた

平成29年11月28日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：平成22年9月

走行距離：87,000km

### 【相談】

K自動車から平成22年9月に新車を購入し、全てのメンテナンスをお願いしている。乗っているのは妻。最近家とガレージをリフォームしたのにガレージの床にオイルが漏れて汚れてしまった。今年の春頃からスピードメーターに警告ランプが度々点灯し何度もK自動車に預けたが、その度に「特に異常はありません」と返された。9月に車検をして貰ったのに、先日も出先で警告ランプが点きガソリンスタンドに飛び込んで見て貰ったら、点灯はエンジンオイルの油圧ランプで「エンジンオイルが空っぽでした」とのことで補充して貰った。ガレージが汚れた件とガソリンスタンドでオイルを入れた件をK自動車に電話をしたら、代車を持って11月26日に預かりに来てくれるとの話になった。当日、自分は仕事の都合で不在のため妻が対応したが、「オイル漏れは当社には関係ない。ガレージの床の汚れも責任ない」と口論になって、K自動車の営業担当者を追い返した。その話を聞いてK自動車に苦情の電話を入れたら、整備責任者は「営業の対応は申し訳ない。奥様が到着するなり怒鳴られたので、営業担当も興奮してしまったようです。営業担当は入社3ヶ月の新人で、今回のお客様との内容は教えておらず車の入れ替えのことしか伝えてなかったので申し訳ございませんでした。改めて代車を持って28日に私が

伺いますので、お車を預からせてください」と言ったので了承した。しかし、今回も仕事の都合でその場に立ち会うことが出来なくなったので、振興会から先方に電話を入れて貰って車の修理ミスとガレージの汚れを認めるように言って貰いたい、との相談。

### 【対応】

相談者とのやり取りで何度か質問をしたが、「そのはずだが」とか「そう思う」とか、あやふやな返答だったので聞き直すと、大半の修理には奥様のみの対応で作業後の説明も奥様が聞いて相談者に伝えていたとのことがあった。「オイル漏れの修理などはして貰ったのですか？再修理だと言いたいのですか」と聞くと、「車検の時にオイル漏れを隠して車検を通していているし、以前から警告ランプが点いていたのは、オイル漏れを知らせていたのにK自動車がわからずに放置していたと思っている」との返答。「春頃からの警告灯は毎回同じランプが点いていたのですか」と聞くと、「色はその都度違っていたようだが、オイル漏れを知らせていたのに決まっている」との返事だった。そこで、K自動車に事実確認のために電話をしますと承認を貰ったところ、「ガレージの汚れをきれいにしろ！と言っといて」と、電話を切る間に相談者は言った。K自動車の整備責任者に事実確認の電話。整備責任者は、「本日15時に代車を持って引き取りに行く予定です。26日の引き取り時に対応が悪かったのは、私が行けなかったので私のミスです。春頃からエアコン関係のランプが点いたりセンサーの不具合で警告灯が点灯したりしていましたが、全て部品交換等で完治していました。9月の車検時にオイルランプが点いてい

たので点検したら、油圧チェックソレノイドの感知穴が詰まっていたり取り替えしました。その時はもちろん、オイル漏れもしていませんし今までオイル漏れの修理もしていません。デッキブラシ、床洗剤、ブレーキクリーナーを持参して床清掃をさせて貰うつもりでいます。今回も奥さんのみの対応かとは思いますが、誠意を持って対応したいと思っています。振興会にはご迷惑をおかけしました」と言って、電話を切った。

## Case 2 エンジンの息継ぎや振動がするが、何回言っても直らない

平成29年12月8日 兵庫県 男性

車名：乗用車（タクシー） 登録年月：不明

走行距離：不明

### 【相談】

ディーラーの特装店で5年程前に新車で車両を購入し、点検・車検・一般整備とこれまでメンテナンスはすべて同じ系列のディーラー（3店舗）にお願いしてきた。これまで、購入後すぐに通常では考えられないぐらいの段差でもマフラーや下回りを擦るので見て貰ったところ、ショックアブソーバーの不具合でクレーム修理をしている。そのクレーム修理と同じくして不具合が出るようになった。初回の車検や点検での付帯事項で修理をお願いしたが症状が出ず「様子を見てください」との返答であった。その後も少しずつ不具合の頻度が増え、欠かさずお願いしている点検・車検の度に付帯事項としていたが、その度に「診断しましたが、異常は見当たらない」、「症状が出ませんでした」、「様子を見てください」など、いい加減な対応をされている。相談者は個人タクシーで乗車したお客様とも不具合を確認しているので間違いのないそうだが、どこのディーラーでもこんな対応なのだろうか？そしてこんな場合、現在は5年程経過しているが、クレームでの取扱いとなるのだろうか？どうすれば良いのかアドバイスを欲しいという問い合わせ。

### 【対応】

まずは振興会の立ち位置や成り立ちを説明し、できることできないことを理解していただき、詳細を聞くことから始めた。ディーラーということで、検索してみると会員工場であった為、相談者の希望であればディーラーの店舗へお話を聞くことも可能ということを伝えた。相談者はこちらからディーラーへの連絡は希望しないとのことであるが今後の話し次第ではお願いするかもと言っておられた。一先ず、ご質問を受けてアドバイスをすることとした。これまでの整備内容は、相談者からの話を聞く限り整備らしい整備はされていないようだ。テスト走行をしても症状が出ないので、スキャンツールをつなぎ自己診断をする。ただ、故障コードは入っていないので様子を見てくださと言って車を返す。その繰り返しのようである。ただ、LPG車はどの店舗でも経験が少ないので症例は多い方ではないと付け加えておいた。相談者としては、購入当初から足回りのクレーム修理などがあり不信感を持っている様子。やはり整備事業者やディーラーはそんな対応するのが普通なのか？それとも自分だけがそんな対応をされているのか？という疑問を持っているようで、交渉次第ではこの状況がどうにかなるのか教えて欲しいと聞かれた。ほとんどの整備工場は真摯にユーザーと車に向き合い不具合の症状を確認する為に努力されていると伝え、相談者には理解していただいた。ただ、今回の件では、今まで相談者は仕事に使用している為に当日しか車を預けたことがないと言っていたので、一度ディーラーと相談をして症状を確認したうえで預ける日数を段取りしてから修理を依頼してみても、とアドバイスした。相談者は色々なことを質問できて今後の方向性や相手と話をする際に助けになると電話を切った。その後、ディーラーへ連絡して欲しいとの依頼の電話はない。

### Case 3 車検受け渡しで買ったのに4ヶ月半でエンジンが壊れた

平成29年12月13日 大阪府 男性

車名：軽自動車 登録年月：平成18年4月

走行距離：44,861km

#### 【相談】

今年の7月末に車検受け渡しで中古車を50万円で買った。前に乗っていた車もオイル消費と漏れで苦労したので、「車検の時にはエンジンオイルの交換と、漏れと消費もよく見といて」と依頼した。11月18日に娘が乗っていてエンジンからガラガラ音がしてきたので購入先の中古車販売店に持ち込んだら、エンジンオイルゲージにオイルが付着しなかった。エンジンのことなので販売店の取引先の工場で見ても貰うことになったが、自社でわからないのかディーラーに点検を依頼した。ディーラーからの連絡で「エンジンがダメになっているので載せ替えに20万円の見積りです」とのことだったので中古車販売店の担当者に連絡を取ったら「運が悪かったですね。当社の保証は半年をお勧めしたのに娘さんが3ヶ月でいいと言ったので10月の末で切れています。ディーラーと話して修理するなら当社は間に合いませんので直接お金のやり取りをください」と言われた。車検の時にオイル回りのことを念押ししたのに不満だったので中古車販売店の店長に苦情と車検の記録簿を見せて欲しいと言ったら、「運が悪かっただけです。保証の対象外です。当社には責任はありませんし、記録簿も見せる必要はありません」と言われたので、何とかならないものかと振興会に電話した。

#### 【対応】

振興会の立場と強制力の無いこと、保証を娘さんの意思で3ヶ月の契約をされたのなら保証期間切れであることの念押しと、この中古車販売店は会員外なので指導等も出来ないことを説明した。「ディーラーに入庫中の車の状況も聞いて欲しい」とのことだったので

後日問い合わせでエンジンの状況確認することを約束した。「全国レベルの大きい中古車販売店が、保証期間が少し過ぎたとか運が悪かったとかで済ませようとしていることが気に入らない」と言って、電話を切った。当日再度、相談者より電話あり。「当社のお客様相談室に電話して店舗の対応の悪さを報告、相談しました。客相の担当の方が店舗に事実確認することので折り返しの電話を待っていましたら、『エンジン載せ替えの費用を当社が負担するか、車を返品してお金を返すかのどちらかの対応をさせていただきます』との返事が貰えた」と、報告の電話があった。

### Case 4 代車代は支払わなければならないのか

平成30年1月9日 香川県 男性

車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

#### 【相談】

1月4日にクラッチが故障したため、昨年車検を受けた工場に連絡したが正月休みで、近所の整備工場が開いていたので修理を依頼した。その時、「代車は無料で貸します。」と言うので、借りることにした。後日、車検を受けた工場が開いたので相談すると、「車検時に触った箇所であれば無償で修理する」と言われたため近所の整備工場に車を引き取りに行くと、「代車代を支払わないと車は返さない」と言われた。当初、他で修理すると代車代が必要になると聞いておらず、高圧的な態度で裁判するとも言われている。代車代は支払わなければならないのか。

#### 【対応】

基本、整備に関するトラブルでないと相談は受けないことと、金銭面については干渉できないことを伝えたくて、考えを話した。「先ず、修理を依頼したことで契約が交わされているため、一方的に解除はできないのではないか。また、説明が無かったかもしれないが、修理を依頼されたことで代車を無料にしている

ことが明らかにわかることから、代車代を支払って他の工場に行くか、そのまま修理を依頼して代車代を無料にして貰うか、いずれかの選択肢しかないのでは」と助言した。

### **Case 5 3年後にパワーウィンドーが勝手に開く不具合が再発した**

平成30年1月10日 千葉県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

#### **【相談】**

3年前にディーラーから12ヶ月点検の案内が来たので依頼したところ、納車されてから間もなくパワーウィンドーが勝手に開いてしまうので再度ディーラーに入庫した。原因はわからないが、無償で直してくれた。それから3年経ち、また同じ現象で窓が開いてしまうので再々度入庫した。パワーウィンドー挟み込み防止の保証期間での修理は過ぎていること、経年劣化であると考えられること、1週間預かって様子を見てても同じ症状が出ないとのことを言われた。3年前と同じ箇所なので修理ミスではないかとの話したところ、今回は保証期間も過ぎているので有償での修理になるとのことであった。そもそも前回の修理ができていなかったのではないか、納得がいかない。

#### **【対応】**

ディーラー担当者に連絡したところ、担当者は不在のため店長が対応。話は通っていて、相談者には説明もきちんとしてあるので当社を信用していただけない以上、例え有償であったとしてもこれ以上のお付き合いはしたくないとのこと。「その旨、先方に伝えていただいて構いません」とのことであったので、相談者に報告した。納得がいかないとのことであったので、支局整備部門を紹介した。

### **Case 6 車検後2ヶ月でエンジンが焼き付いた**

平成30年1月15日 千葉県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

#### **【相談】**

平成29年9月に用品量販店でオイル交換をした際、オイル漏れの指摘を受け車検時に修理することを提案された。平成29年10月5日に当該量販店の事業場で車検。その際オイル漏れの修理はされず、ラジエター交換をされた。1週間後、ラジエターサブタンクが空になっていたため、当該事業場にクレームを言い、冷却水を補充させた。平成29年12月にエンジン焼き付き。車検後すぐの不具合であり、オイル漏れの修理もされていない。電話にも出ないし、どうなっているんだ。工賃だけでも返してくれという内容。

#### **【対応】**

まず、金銭的な話には入れないことなど、我々が対応できる範囲を説明。その中で、工場側に状況を確認すること、相談者へ説明のため電話をするように伝えることとの了解を得たので、連絡を取ることにした。担当者が不在だったため、ピット長に連絡。相談者の聞いていることと、実際の作業内容、冷却水のエア抜き不足等についてどのような説明がされたかを担当者に確認し、相談者に連絡するよう伝えた。※電話に出ない件については、年末の多忙により出られない電話もあるとのことであった。

### **Case 7 車検に13万円かけたが、2ヶ月でエンジンが故障した**

平成30年1月17日 大阪府 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：70,000km

#### **【相談】**

平成29年10月の末にディーラーH店で車検をして

貰った。その後すぐに加速が悪くなった感じがしたが、車検整備後だったので様子を見ようとそのまま乗っていた。1月4日に出先でエンストし、その後エンジンの掛かりが悪くなり、最後には掛からなくなってJAFでディーラーH店に入庫した。点検の結果、バルブがダメとか、10万円かかるとか、最悪は20万円かかるとかの説明で、最後にはセールスから乗り替えの話がされたが、自分としたら車検の作業ミスでエンジンがダメになったと思っている。自動車に詳しい友達に聞いても、「車検後すぐなので、原因はその時の整備以外には考えられない」とアドバイスして貰った。この車は7年前に友人から譲り受けたもので、その時は4万km走行で今は7万kmになっている。明日にでもディーラーH店の担当者に電話しようと思ったが、整備やメカ的なことが全くわからないので振興会に相談の電話をしたとのこと。

#### 【対応】

振興会の立場を説明し、車検整備内容とエンジンの状態を兼ねて事実確認する為にディーラーH店に電話することを承諾頂き、連絡先を聞いた。H店の工場長に事実確認の電話。「車検の内容としては、ブレーキオイルの交換、フロントブレーキパットの交換、左右フロントドライブシャフトブーツ破れの交換ぐらいで、車検に通る最低限の作業を現車見積りし、相談者に説明し、了解を貰って作業をしました。今の車の状態ですが、エンジンの1気筒が仕事をしていないようで、エンジン不調でアイドリングが保てなくアクセルを踏んでいないとエンジンが止まってしまいます。原因としてはバルブクリアランスか、インジェクターの不良か、スロットルボディーの異常かと考えていますが、相談者から故障当日にオーバーヒートのランプがしばらく点灯していたことを聞いたので、シリンダーヘッドガスケット等も考えています。こちらとしたら車検整備が原因と考えていないので、点検の為に分解していくのも費用が発生するので、車をどうされるのかを早く決めていただきたいと思っています」との説

明だった。「相談者にも詳しく説明し、相談に乗ってあげてください」と言って、電話を切った。その後相談者に電話し、車検作業の内容説明とエンジンの状態、オーバーヒートの症状、予想されるダメージについて工場長から聞いた内容を説明した。相談者から、「構造、症状については良く理解できました。ディーラーからは、そこまで詳しく説明して貰っていませんでした」と言われたので、「工場長には、車で詳しく説明していただけるようお願いしましたので、連絡を取ってよく話し合ってください」と伝えて、相談を終えた。

### Case 8 修理に納得いかないので工場を指導して欲しい

平成30年1月19日 岩手県 女性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

#### 【相談】

パワーウインドーの動きが悪いため、相談者の父親がいつも修理を行っている整備工場に修理を依頼したが、下記について納得がいかないもので、調べて工場を指導して欲しい。

- ①見積書を出さないで整備をされた。
- ②整備を依頼した箇所以外の修理もされた。依頼した部分が直っていない。
- ③社外新品に交換したと言われたが、純正新品より高額である。
- ④部品の値段が倍額で請求された。

#### 【対応】

相談者が依頼した整備工場と連絡を取り確認した結果、「父親とは昔から取引上の付き合いがあり、このような見積書を交付しない対応をしてしまった。今回も父親の会社請求の修理だと思い込み、娘さん（相談者）が支払うとはわからなかったので見積書を出さなかった」とのことで、お詫びの連絡を工場にしていた

だいた。また、請求金額、修理内容についても請求ミス、確認不足があった為、お詫びとともに対応について説明するよう、工場に依頼した。後日、相談者からの電話で、「グループ会社の本社担当者と連絡を取り解決しました、お世話になりました」との連絡があり、終了した。その後は相談者からの連絡なし。

### Case 9 今回の車検代が前回の2倍の請求になっている

平成30年1月23日 大阪府 女性  
車名：軽自動車 登録年月：不明  
走行距離：132,868km

#### 【相談】

2年前に初めて車検を受けた時は6万4,500円と安かったのが、今回もお願いするため持ち込んだ。担当者が不在で他の人に預けた。その時に大体的な費用的な説明を口頭でしてくれたが、「今回は、10万円は見といてください」と帰り際に言われたので、「去年より高くなる場合は追加の連絡をして欲しい」と伝えて帰った。3日後に「めっちゃオーバーしちゃいました」と電話があったので追加連絡かと思ったら、「出来上がっていますので、引き取りに来てください」とのこと。引き取りに行ったら、「車検が通らない。車のために良くない」等の理由で交換修理したとの説明で、追加連絡がなかったことへの苦情を言い仕方なく13万円弱を支払って帰った。その後友達に話をすると、「技術料が高いのは二重取りされているのでは？」とか「安い部品代なのに技術料が高すぎる」とか言われた。自分としては知識がないので、振興会に相談の為に電話したとのこと。

#### 【対応】

振興会の立場を説明し、見積書の未発行と追加連絡が無かったことを事業場に連絡しましょうかと言ったが、「家が近所の為に顔を合わせるの、連絡しない

で欲しい」と言われ、教えていただけなかった。作業伝票を読んで貰うと、異常に高い技術料や部品代は無いように思えたので、その旨伝えてから、500円の部品に技術料5千円が計上されている作業を説明したところ、納得していただき相談を終えた。

### Case 10 事故車の処分は弊社に依頼するのが筋ではないか？

平成30年1月24日 兵庫県 事業者  
車名：軽自動車 登録年月：平成28年  
走行距離：不明

#### 【相談】

事故車の見積りを出したら全損になった。車は保険会社が引き揚げるという。おかしいではないか？見積りもしたし、全損決定まで弊社で預かりもした。なぜ保険会社が車を引き揚げるのか。

弊社に処分を依頼するのが筋ではないか？

#### 【対応】

全損になったら評価額の全額を保険会社が支払う。仮に100万円の評価なら、全損になった車両を保険会社が100万円で買い取るということ。買い取った車を保険会社がどうしようと勝手。預かり料、見積り料の類は依頼されたユーザーに事前説明をし、了承を得た場合に請求するのが妥当。事前に「廃車する場合」の各請求についての説明は必須。説明していなければ請求できないと考える。今まで同様の問い合わせが何度かあったが、かいつまんだ説明をするとそういうことだと言うとすぐに呑み込んで貰え、「了解した」と言って問い合わせ事業者から電話を切った。その後、保険会社と折衝して事故車を購入したという話を聞いたが、内容報告は差し控える。

# スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定[コンピュータ・システム診断認定店]の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)  
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)  
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)  
4,333円 (税抜)

## 認定要件 ①スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

## ②スキャンツールを保有していること。

(J-OB2 II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

## ③ FAINES 通常会員に加入していること。

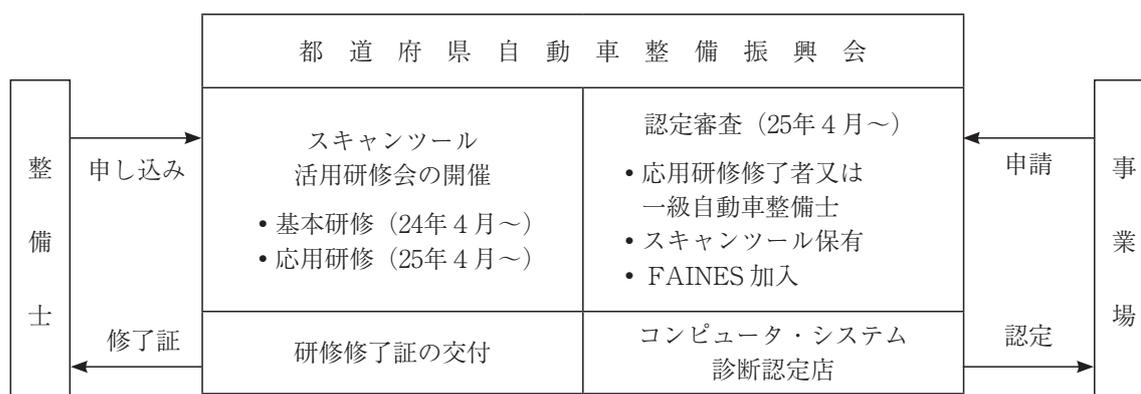
## ④ 振興会会員であること。

## ⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

## 申請に必要なもの

- ・ 申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
  - ・ スキャンツールの写真
  - ・ 応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- \* 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

## スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



# スキャンツール活用事業場認定申請書

## 【コンピューター・システム診断認定店】

平成 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑩ FAINES 会員番号

### 1. 応用研修修了者又は一級整備士 【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

### 2. 保有スキャンツール 【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

### 3. 認定ツール 【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

\* ツール代金は後日、商品と引き換えさせていただきます。

\* 振興会記入欄

振興会認定日	備考
平成 年 月 日	

愛媛県自動車整備振興会

# 技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成27年9月3日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

## 各ディーラー技術相談窓口の現状

### ・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

### ・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

### ・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

### ・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応だけではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

## 厳守事項

FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

FAXが届かない場合は、相談に応じません。

\* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると幸いです！

必ず守ってください！

## 技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にF A Xしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、F A Xすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のF A Xをしてください。

様

# 整備技術相談依頼書

問い合わせ日	平成 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

## 相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時	暖気途中 加速時	暖機後 一定速時	常時 減速時	時々 他	_____警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状： ..... .....							

## 確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

# 結果報告書

結果報告日	平成 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



## FAINESでできること

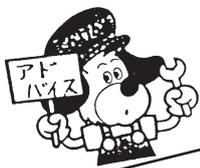
- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c . . . .



入会金（初回のみ） 12,000円  
基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



## IV. 整備技術 関係情報



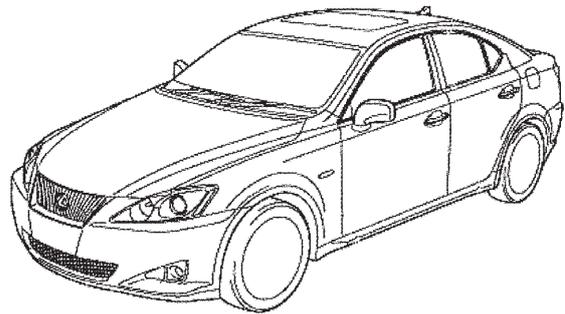
# FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

## 「とっても重要な5V電源」

平成19年式のレクサスIS250(車両型式DBA-GSE20、4GR-FSE、走行距離200,000km)で、エンジンが始動しないという相談を受けた。

症状を詳しく確認すると、エンジンが始動しないときに何度かクランキングをするとイグニション・スイッチONでエンジン警告灯が消灯状態になりクランキングもできなくなる。しばらく時間を置くとイグニション・スイッチONでエンジン警告灯が点灯するようになりクランキングもできるようになるがエンジンは始動しない、これを繰り返すとのことだった。

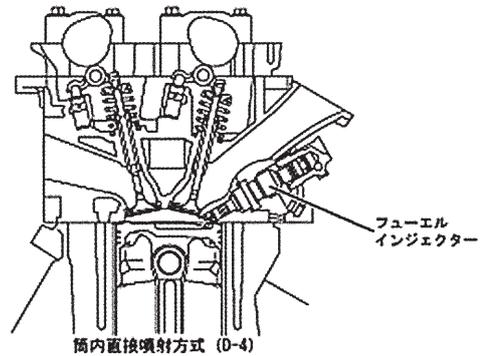


スキャンツール(外部診断機)を使用してダイアグノーシスを実施してもらくと正常表示。ただし、エンジン警告灯が消灯しているときは通信異常が表示され実施できなかった。エンジン警告灯が点灯しない及びダイアグノーシスが実施できないことからエンジン・コンピュータが正常に作動していない可能性があるのでコンピュータの電源とアースを点検してもらったが正常だった。このエンジンはD-4(筒内直接燃料噴射方式〔以下、直噴〕)を採用しており、以前直噴エンジンの整備相談で高压側の燃料圧力を検出するフューエル・プレッシャ・センサ(燃圧センサ)の内部不良で定電圧電源(各センサ等への5V電源及びコンピュータ内のマイコンの電源)が短絡しエンジン・コンピュータが正常に作動できずに今回と同様の不具合が発生したトラブルがあった。その旨を工場側に伝え、エンジン警告灯が消灯しているときにフューエル・プレッシャ・センサのカプラを外してもらくと警告灯が点灯しクランキングもできるようになったがエンジンは始動できなかった。点検結果からエンジン警告灯が点灯しない原因はフューエル・プレッシャ・センサと判断し交換すると警告灯が点灯するようになりエンジンも始動するようになった。

今回のトラブルはフューエル・プレッシャ・センサ不良により不具合が発生していたが、クランキングを繰り返し燃料圧力が上昇するとフューエル・プレッシャ・センサ内部で定電圧電源が短絡し警告灯が消灯状態となり時間を置くと燃料圧力が低下し不具合が緩和され警告灯が再点灯していたと考えられる。同様のトラブルでエンジン・コンピュータを交換した後で原因が発覚するケースもあるので誤った判断をしないように今回の一件を参考にしていきたい。

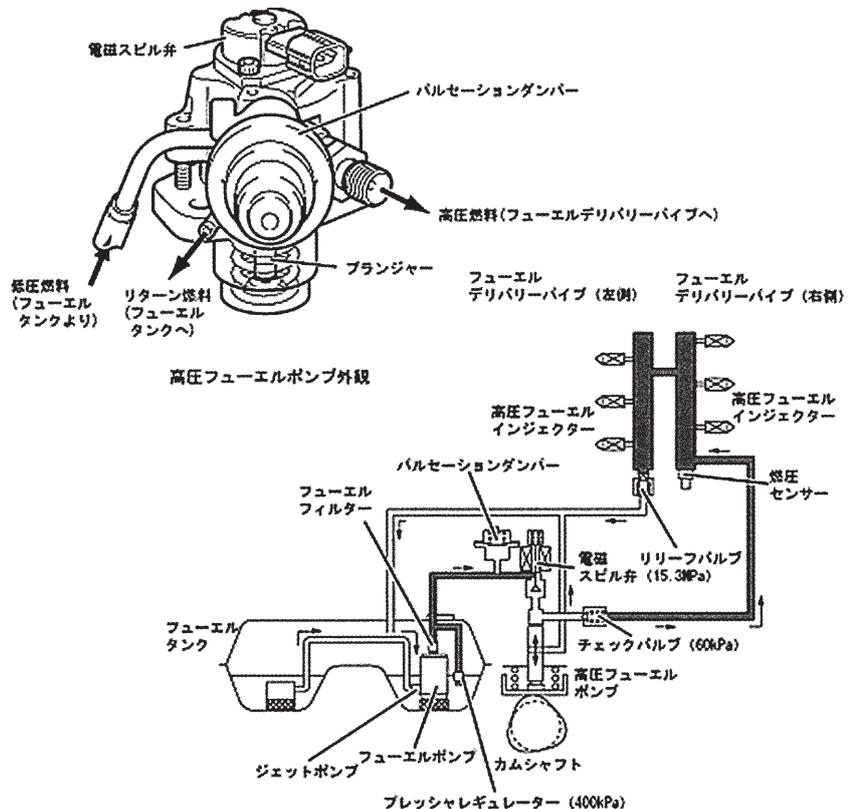
## 筒内直接燃料噴射方式 (D-4)

- D-4 (Direct injection 4-stroke gasoline engine) は、高圧化された燃料をシリンダー内に直接噴射するエンジンです。燃料噴射時期、空燃比、スロットルバルブ開度などの制御を総合的に行うことによって、高出力・低エミッション化の両立をはかりました。
- 高圧スリットノズルインジェクターにより燃料は高微粒化され、扇状に大きく広がると同時に大量の空気を巻き込みながら燃焼室に噴射されます。高圧で噴射された噴霧は気流に依存することなく自身のエネルギーにより燃焼室内に広がり、吸入空気と効率良く混ざり合うことで全運転域において理想的な燃焼をはかりました。

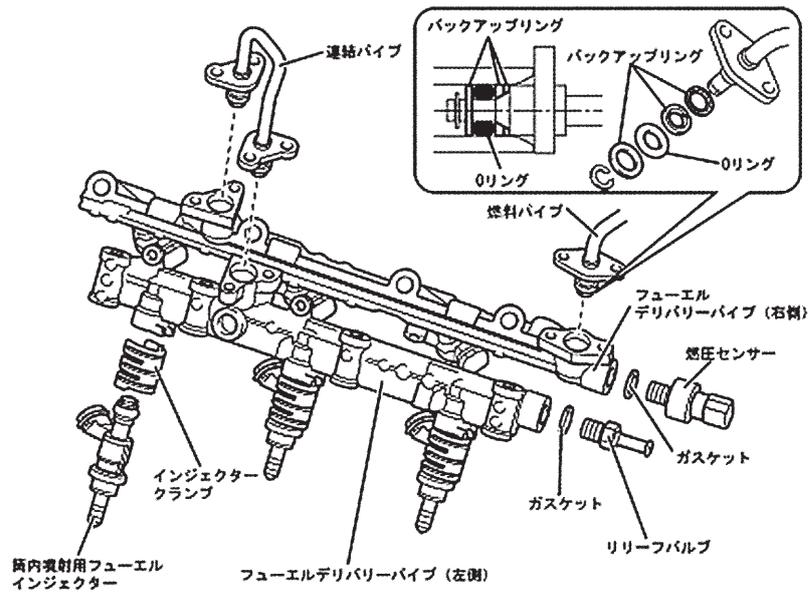


## 高圧フューエルポンプ

- 高効率な1プランジャー式として駆動トルクの低減をはかりました。
- 高圧燃料の吐出量を調整する電磁スピル弁、カムシャフトによって駆動され燃料を加圧するプランジャー、フューエルデリバリーパイプへの通路を機械的に開閉するチェックバルブで構成されます。なお、電磁スピル弁およびチェックバルブを一体化して、システムの軽量・コンパクト化をはかりました。
- シリンダーヘッドカバーに取り付けられており、エンジン右バンクエキゾーストカムシャフトのリヤ端に設けられたカムにより駆動されます。シリンダーヘッドカバーとの取り付け面にヒートインシュレーターを設定し、燃料温度の上昇を抑えました。
- フェーエルタンクからの低圧燃料の入り口にパルセーションダンパーを設け、燃料脈動の低減をはかりました。
- 運転状態に応じて高圧燃料圧力を4～13MPaの間で可変することにより、フリクションロスの低減をはかりました。
- 高圧燃料配管の締結に、テーパシール金属締結を採用しました。



## フューエルデリバリーパイプ



## フューエルプレッシャ センサ (4 GR-FSE) 単体点検

### 1. フューエルプレッシャ センサ

#### a. 出力電圧点検

- i. 3 (VCC) ↔ 1 (GND) 端子間に 5 V 電圧をかける。

□ 参 考 □

安定化電源がない場合は、ニッケル水素電池 (1.2V × 4) 等を使用する。

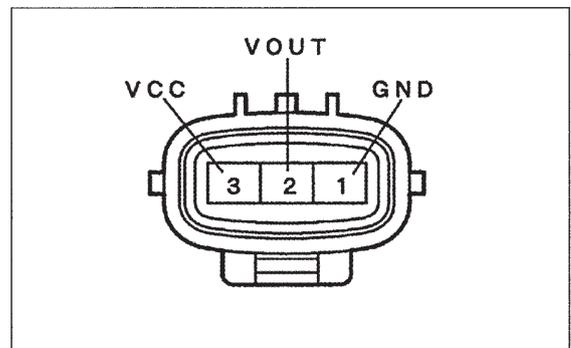
- ii. SST (トヨタ電気カルテスター) を使用して、2 (VOUT) ↔ 1 (GND) 端子間の電圧を測定する。

**SST**

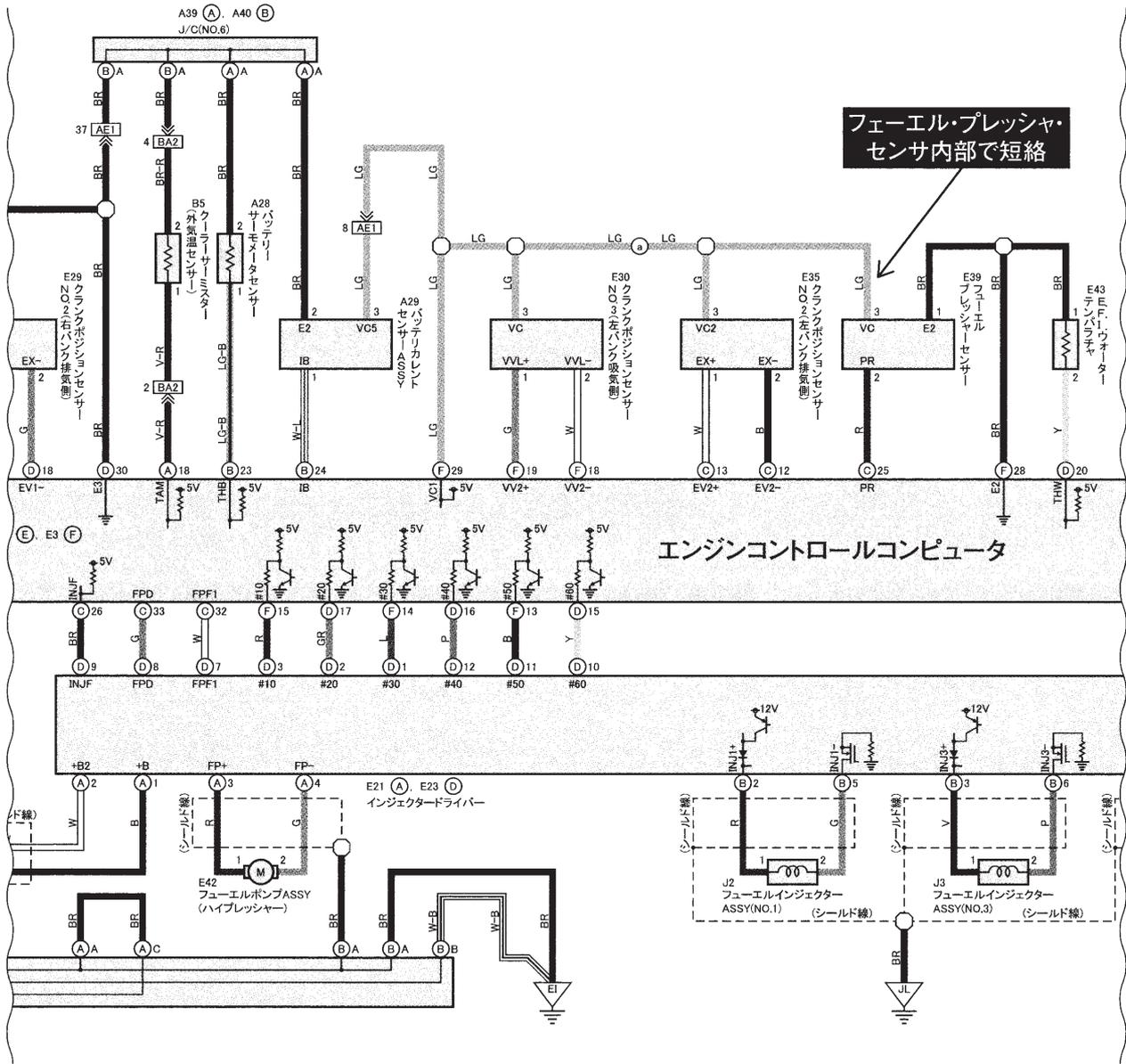
09082-00030

基準値

約 0.5V [0kPa {0kgf/cm<sup>2</sup>}]



配線図 抜粋



## 街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

### ・ ・ お疲れ様でした ・ ・

**実施日時** 平成30年 6月21日（木） 13時30分～15時30分  
**実施場所** 上浮穴郡久万高原町露峰 国道33号 久万検問所  
**協力支部** 中予支部（上浮穴ブロック）  
**出動人数** 国土交通省2名、警察4名、自動車機構1名、  
振興会会員10名、振興会事務局1名

### 合計出動人数 18名

検査車両数 65台  
不良車両数 2台 ……………不良車両数の割合3.1%

**整備命令交付車両数 0台**

**検査証有効期間切れ車両数 0台**

定期点検整備未実施件数 26件…………未実施車両数の割合40%  
特種車両警告書件数 0件  
整備不良車両関係（口頭警告件数） 2件 車両法第54条  
整備不良車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条  
不正改造車両関係（口頭警告件数） 0件 車両法第54条の2  
不正改造車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条の2

### 装置別の保安基準不適合箇所数内容

・電気・灯火類 2件

**※合計不良箇所件数 2件**





# 平成30年度 検査台数報告

(平成30年5月分)

## 登録自動車

平成30年 月別	新規		継続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
5月	404	580	14,910	2,033	15,314	2,613	28,743	5,181
対前年同月比	101.0%	105.5%	93.8%	98.2%	94.0%	99.7%	92.1%	97.6%
前年同月	400	550	15,898	2,070	16,298	2,620	31,225	5,309

## 軽自動車

平成30年 月別	新規		継続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
5月	491	325	13,487	2,816	13,978	3,141	26,585	6,323
対前年同月比	98.2%	90.8%	97.2%	98.7%	97.2%	97.8%	95.0%	97.4%
前年同月	500	358	13,877	2,854	14,377	3,212	27,971	6,489

## 登録車・軽

平成30年 月別	新規		継続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
5月	895	905	28,397	4,849	29,292	5,754	55,328	11,504
対前年同月比	99.4%	99.7%	95.4%	98.5%	95.5%	98.7%	93.5%	97.5%
前年同月	900	908	29,775	4,924	30,675	5,832	59,196	11,798

# 平成30年5月の 四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	314,533	401,477	489,911	253,342	1,459,263			
	前月末車両数	314,697	402,309	490,107	253,856	1,460,969			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前 月	1,300	1,644	2,129	1,130	6,203
				当 月	1,211	1,735	2,086	1,065	6,097
				前月比	93.2	105.5	98.0	94.2	98.3
		中 古	前 月	443	647	729	390	2,209	
			当 月	442	607	665	370	2,084	
			前月比	99.8	93.8	91.2	94.9	94.3	
		計	前 月	1,743	2,291	2,858	1,520	8,412	
			当 月	1,653	2,342	2,751	1,435	8,181	
			前月比	94.8	102.2	96.3	94.4	97.3	
	抹消登録	1,743	2,185	2,766	1,303	7,997			
	管轄変更（入）	636	1,169	1,233	453	3,491			
	管轄変更（出）	819	1,465	1,480	679	4,443			
	小型二輪車増減	56	85	80	35	256			
	当月末車両数	314,480	402,255	489,925	253,797	1,460,457			
対前年同月比	100.0	100.2	100.0	100.2	100.1				
対前月比	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0				
軽 自 動 車	前年同月末車両数	307,435	384,601	530,355	310,760	1,533,151			
	前月末車両数	307,756	385,961	531,559	310,681	1,535,957			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前 月	1,213	1,662	1,909	1,306	6,090
				当 月	1,049	1,490	1,779	1,218	5,536
				前月比	86.5	89.7	93.2	93.3	90.9
		中 古	前 月	898	969	1,259	897	4,023	
			当 月	489	557	816	556	2,418	
			前月比	54.5	57.5	64.8	62.0	60.1	
		計	前 月	2,111	2,631	3,168	2,203	10,113	
			当 月	1,538	2,047	2,595	1,774	7,954	
			前月比	72.9	77.8	81.9	80.5	78.7	
	検査証返納	1,080	1,408	1,863	1,081	5,432			
	転入・転出	-19	-243	-31	-135	-428			
	軽二輪車増減	60	48	89	44	241			
	当月末車両数	308,255	386,405	532,349	311,283	1,538,292			
	対前年同月比	100.3	100.5	100.4	100.2	100.3			
対前月比	100.2	100.1	100.1	100.2	100.2				
総 合 計	前年同月末車両数	621,968	786,078	1,020,266	564,102	2,992,414			
	前月末車両数	622,453	788,270	1,021,666	564,537	2,996,926			
	当月末車両数	622,735	788,660	1,022,274	565,080	2,998,749			
	対前年同月比	100.12	100.33	100.20	100.17	100.21			
	対前月比	100.05	100.05	100.06	100.10	100.06			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している